

令和7年度第1回 熱海伊東地域医療協議会

令和7年7月14日（月）

18:30～Web 会議（Zoom）

次 第

○ 議 題

1 へき地医療拠点病院の指定

（1）熱海所記念病院

（2）伊東市民病院

2 静岡県保健医療計画における医療連携体制を担う医療機関の変更

○ その他

1 診療所の事業承継・開業支援について

2 熱海伊東地域医療協議会設置要綱改正について

【資料1-1】へき地医療拠点病院の新規指定について（熱海所記念病院）

【資料1-2】へき地医療拠点病院の新規指定について（伊東市民病院）

【資料2】静岡県保健医療計画における医療連携体制を担う医療機関の変更について

【資料3】診療所の事業承継・開業支援について

【資料4】熱海医療協議会設置要綱 新旧対照表

令和7年度第1回 熱海伊東地域医療協議会 出席者名簿

(令和7年7月14日開催)

職 名	氏 名	備考
熱海市長	齊藤 栄	出(会場)
伊東市長	田久保 眞紀	出(Web)
熱海市医師会長	渡辺 英二	出(Web)
伊東市医師会長	岡田 典之	出(Web)
伊東熱海歯科医師会長	稲葉 雄司	出(Web)
伊東熱海歯科医師会副会長	立山 康夫	出(Web)
伊東熱海薬剤師会長	前田 修	出(Web)
国際医療福祉大学熱海病院長	中島 淳	代理出席(Web) 山口佳彦上席副院長
伊東市民病院管理者	川合 耕治	出(Web)
伊東市地域行政連絡調整協議会長	石井 照市	出(Web)
熱海市健康づくり推進委員連絡会長	石黒 葉子	出(会場)
伊東市健康づくり推進員連絡協議会長	桑原 佳代	出(Web)
静岡県熱海保健所長	下窪 匡章	出(会場)

欠席

伊東熱海薬剤師会副会長	森 佳美	
熱海市町内会長連合会長	石井 倭雄	

へき地医療拠点病院の新規指定について（熱海所記念病院）

1 概要

医療法人社団伊豆七海会熱海所記念病院（以下「熱海所記念病院」という。）からへき地医療拠点病院の新規指定の申請があったため、当該病院のへき地医療拠点病院指定について、熱海伊東地域医療協議会の意見を伺う。

2 指定要件（へき地保健医療対策等実施要綱、へき地の医療体制構築に係る指針）

無医地区及び準無医地区を対象として、へき地医療支援機構の指導・調整の下に、必須事業（巡回診療、医師派遣、代診医派遣）のいずれかを実施した実績を有する又は当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定する。（要綱 2(3)）

巡回診療、医師派遣、代診医派遣を、月 1 回以上又は年 12 回以上実施することが望ましい。（指針第 2 2(3)②）

3 実施事業

熱海所記念病院では、へき地診療所（初島診療所）への医師派遣を年 12 回以上実施する計画である。

必須事業（要綱 2(4)）	要件	熱海所記念病院
巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関する事	12 回／年	—
へき地診療所等への医師派遣（代診医等の派遣を含む）及び技術指導、援助に関する事	12 回／年	医師派遣 （初島診療所） 50 回／年
遠隔医療等の各種診療支援に関する事	1 回／年	—

4 熱海所記念病院が行う初島診療所への医師派遣の概要

派遣開始時期	令和元年 4 月
派遣回数	月 4 回程度 延べ 50 回程度予定
派遣医師の診療科	内科

5 初島診療所の概要（へき地診療所）

名称	熱海市初島診療所
所在地	熱海市初島字宮ノ前 217 番地の 3
開設者	熱海市
診療科目	内科・外科・小児科
病床数	無床
勤務医師数	非常勤 5 人（令和 6 年 4 月時点）
診療日	火・土
派遣医師受入状況	N T T 東日本伊豆病院 令和 6 年度 47 回

6 初島地区の状況

地区名	初島地区	備考
総世帯数、人口	142 世帯、200 人	令和 7 年 3 月末時点
高齢化率	21.5%	令和 7 年 3 月末時点
最も近い医療機関からの距離	10km	熱海所記念病院（内科）

7 熱海所記念病院の概要

名称	熱海所記念病院
所在地	熱海市昭和町 20 番 20 号
開設者	医療法人社団伊豆七海会
診療科目	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、神経内科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、ペインクリニック外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、リハビリテーション科、麻酔科、放射線科、救急科
病床数	144 床（一般：144 床、療養：0 床、精神：0 床）

8 今後のスケジュール

月 日	内 容
6 月 27 日(金)	へき地医療拠点病院指定申請書の提出
7 月 14 日(月)	熱海伊東地域医療協議会
8 月	へき地医療支援計画推進会議
	厚生労働省へ相談（へき地医療支援計画推進会議で了承後）
	厚生労働省より回答
	へき地医療拠点病院として指定（県）
3 月 25 日(水)	医療審議会へ報告

へき地医療拠点病院の新規指定について（伊東市民病院）

1 概要

伊東市民病院からへき地医療拠点病院の新規指定の申請があったため、当該病院のへき地医療拠点病院指定について、熱海伊東地域医療協議会の意見を伺う。

2 指定要件（へき地保健医療対策等実施要綱、へき地の医療体制構築に係る指針）

無医地区及び準無医地区を対象として、へき地医療支援機構の指導・調整の下に、必須事業（巡回診療、医師派遣、代診医派遣）のいずれかを実施した実績を有する又は当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定する。（要綱 2(3)）

巡回診療、医師派遣、代診医派遣を、月 1 回以上又は年 12 回以上実施することが望ましい。（指針第 2 2(3)②）

3 実施事業

伊東市民病院では、へき地診療所（戸田診療所）への医師派遣を年 12 回以上実施する計画である。

必須事業（要綱 2(4)）	要件	伊東市民病院
巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関する事	12 回／年	—
へき地診療所等への医師派遣（代診医等の派遣を含む）及び技術指導、援助に関する事	12 回／年	医師派遣 （戸田診療所） 18 回／年
遠隔医療等の各種診療支援に関する事	1 回／年	—

4 医師派遣の概要

派遣開始時期	平成 26 年 4 月
派遣回数	月 1.5 回程度 延べ 18 回程度予定
派遣医師の診療科	内科

5 戸田診療所の概要（へき地診療所）

名称	戸田診療所
所在地	沼津市戸田 916-3
開設者	沼津市
診療科目	内科・外科・小児科・皮膚科・整形外科・禁煙外来
病床数	無床
勤務医師数	常勤 1 人（令和 6 年 4 月時点）
診療日	月から土（木・土は午後休診）
派遣医師受入状況	社会医療法人青虎会フジ虎ノ門整形外科病院 令和 6 年度 57 回

6 戸田地区の状況

地区名	戸田地区	備考
総世帯数、人口	1,292 世帯、2,302 人	令和7年5月末時点
高齢化率	58.0%	令和6年9月末時点
最も近い医療機関からの距離	22.5km	伊豆赤十字病院（内科）

7 伊東市民病院の概要

名称	伊東市民病院
所在地	伊東市岡 196－1
開設者	伊東市
診療科目	内科、消化器内科、循環器内科、精神科、小児科、外科、形成外科、整形外科、産婦人科、耳鼻いんこう科、皮膚科、脳神経外科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科
病床数	250 床（一般：250 床、療養：0 床、精神：0 床）

8 今後のスケジュール

月 日	内 容
6 月 27 日(金)	へき地医療拠点病院指定申請書の提出
7 月 14 日(月)	熱海伊東地域医療協議会
8 月	へき地医療支援計画推進会議
	厚生労働省へ相談（へき地医療支援計画推進会議で了承後）
	厚生労働省より回答
	へき地医療拠点病院として指定（県）
3 月 25 日(水)	医療審議会へ報告

静岡県保健医療計画における医療連携体制を担う医療機関の変更について

区分	項 目	追加 削除 の別	医 療 機 関 等		
			名 称	所在地	摘要
周産期医療	周産期医療の「正常分娩」を担う医療機関				
	診療所(産科又は産婦人科を標榜する診療所に限る)	削除	安井医院	熱海市	令和6年度調査結果による

区分	項 目	追加 削除 の別	医 療 機 関 等		
			名 称	所在地	摘要
がん	がんの「在宅緩和ケア」を担う医療機関（薬局）				
	薬局	追加	うさぎ薬局 下多賀店	熱海市	薬局機能情報の 定期報告による
	薬局	追加	あすなろ薬局	熱海市	薬局機能情報の 定期報告による
	薬局	追加	ユーアイ薬局	熱海市	薬局機能情報の 定期報告による
	薬局	追加	さくらんぼ薬局	熱海市	薬局機能情報の 定期報告による

変更後

静岡県保健医療計画

【10】 周産期医療

(1) 正常分娩

○ 周産期医療の「正常分娩」を担う医療機関

2次保険医療圏		医療機関名
1 熱海伊東		伊東市民病院
2 熱海伊東		上山レディースクリニック

【1】 がん

(2) 在宅緩和ケア③

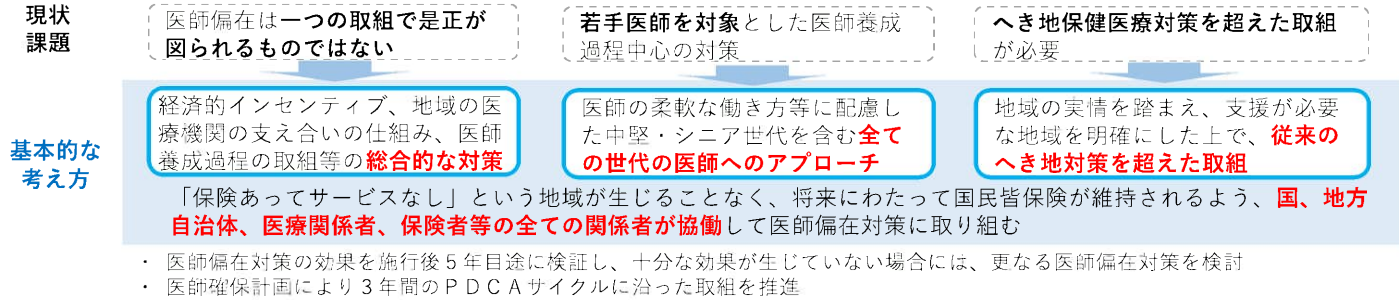
○ がんの「在宅緩和ケア」を担う医療機関(薬局)

2次保健医療圏	薬局名
1 熱海伊東	かもめ薬局
2 熱海伊東	スマイレ薬局
3 熱海伊東	ながつき薬局熱海店
4 熱海伊東	メグミ薬局
5 熱海伊東	有限会社高橋薬局
6 熱海伊東	おおぞら薬局みはらし店
7 熱海伊東	うさぎ薬局岡店
8 熱海伊東	うさぎ薬局和田店
9 熱海伊東	くるみ薬局伊豆高原店
10 熱海伊東	ポプラ薬局川奈店
11 熱海伊東	堀野薬局宇佐美店
12 熱海伊東	ほりの薬局瓶山店
13 熱海伊東	湧気薬局
14 熱海伊東	アサカ薬局
15 熱海伊東	みらい薬局
16 熱海伊東	うさぎ薬局 下多賀店
17 熱海伊東	株式会社 秋本薬局
18 熱海伊東	株式会社前島照子薬局
19 熱海伊東	つばめ薬局
20 熱海伊東	今木薬局
21 熱海伊東	あすなろ薬局
22 熱海伊東	うさぎ薬局 湯川店
23 熱海伊東	おおぞら薬局荻店
24 熱海伊東	うさぎ薬局湯の花店
25 熱海伊東	ウエルシア薬局熱海中央店
26 熱海伊東	ユーアイ薬局
27 熱海伊東	たま薬局 熱海店
28 熱海伊東	アサカ薬局 中央町店
29 熱海伊東	アイン薬局宇佐美店
30 熱海伊東	うさぎ薬局 宇佐美店
31 熱海伊東	うさぎ薬局広野店
32 熱海伊東	アイン薬局伊豆高原店
33 熱海伊東	岡田薬局
34 熱海伊東	共創未来 伊豆多賀薬局
35 熱海伊東	うさぎ薬局 大室高原店
36 熱海伊東	さくらんぼ薬局
37 熱海伊東	薬局123
38 熱海伊東	アサカ薬局 銀座元町店

医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ（概要）

- 地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域に必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、以下の基本的な考え方に基づき、制度改正を含め必要な対応に取り組み、**実効性のあ**る**総合的な医師偏在対策**を推進する。
 - **総合的な医師偏在対策について、医療法に基づく医療提供体制確保の基本方針に位置付ける。**
- ※ 医師偏在対策は、新たな地域医療構想、働き方改革、美容医療への対応、オンライン診療の推進等と一体的に取り組む。

【基本的な考え方】



【総合的な対策パッケージの具体的な取組】



重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱

1. 目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下単に「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2. 事業の実施主体

都道府県が定める支援区域において、承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者とする。

3. 事業内容

支援区域において、承継又は開業する診療所の施設・設備整備及び地域への定着に対する支援を行う。

①施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費

（注）施設整備事業は、承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議する。

②設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器等の購入費

③地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費

4. 支援区域の設定

都道府県において、厚生労働省が提示する候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、地域住民の医療のかかり方、今後の人口動態等を考慮して、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議して選定する。

支援区域は、二次医療圏単位のほか、地域の実情に応じて、市区町村単位、地区単位等で選定できることとする。

5. 先行的な医師偏在是正プランの策定

都道府県において、承継・開業支援事業を実施するため、支援区域及び支援対象医療機関等を定めた、先行的な医師偏在是正プランを策定する。

【厚生労働省が提示する候補区域】

候補区域は、以下のいずれかに該当する区域とする。

- ①各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次医療圏
- ②医師少数県の医師少数区域
- ③医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏
(全国で下位 1 / 4)

候補区域の一覧 (109 区域)

都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏
北海道	南檜山	宮城県	仙南	群馬県	桐生	長野県	飯伊	山口県	柳井
北海道	北渡島檜山	宮城県	大崎・東原	群馬県	太田・館林	長野県	木曽	山口県	長門
北海道	南空知	宮城県	石巻・登米・気仙沼	埼玉県	利根	岐阜県	西濃	徳島県	西部
北海道	北空知	秋田県	県北	埼玉県	北部	岐阜県	飛騨	香川県	小豆
北海道	日高	秋田県	県南	埼玉県	秩父	静岡県	御茂	愛媛県	八幡浜・大洲
北海道	富良野	山形県	最上	千葉県	山武長生夷隅	静岡県	富士	高知県	幡多
北海道	宗谷	山形県	庄内	千葉県	君津	静岡県	中東遠	福岡県	京築
北海道	北網	福島県	県南	東京都	島しょ	愛知県	西三河北部	佐賀県	西部
北海道	遠軽	福島県	相双	神奈川県	県西	愛知県	東三河北部	長崎県	県南
北海道	釧路	福島県	いわき	新潟県	下越	三重県	東紀伊	熊本県	宇城
北海道	根室	福島県	会津・南会津	新潟県	県央	滋賀県	甲賀	大分県	西部
青森県	八戸地域	茨城県	日立	新潟県	中越	京都府	丹後	宮崎県	都城北諸県
青森県	西北五地域	茨城県	常陸太田・ひたちなか	新潟県	魚沼	大阪府	中河内	宮崎県	延岡西臼杵
青森県	上十三地域	茨城県	鹿行	新潟県	上越	兵庫県	丹波	宮崎県	西諸
青森県	下北地域	茨城県	取手・常々輪	新潟県	佐渡	奈良県	西和	宮崎県	西諸県境
岩手県	岩手中部	茨城県	筑西・下妻	富山県	砺波	和歌山県	新宮	宮崎県	日向入郷
岩手県	胆江	茨城県	古河・坂東	石川県	能登北部	鳥取県	中部	鹿児島県	出水
岩手県	面鏡	栃木県	県北	福井県	奥越	島根県	雲南	鹿児島県	曾於
岩手県	気仙	栃木県	県西	福井県	丹南	鳥取県	大田	鹿児島県	熊毛
岩手県	釜石	群馬県	渋川	山梨県	峠東	岡山県	高梁・新見	鹿児島県	奄美
岩手県	富田	群馬県	伊勢崎	長野県	上小	岡山県	真庭	沖縄県	宮古
岩手県	久慈	群馬県	吾妻	長野県	上伊那	広島県	尾三		

可住地面積当たり診療所勤務医師数（市区町村別）

市区町村	可住地面積 (km ²)	一般 診療所数	診療所 勤務医師数	可住地面積当たり 診療所勤務医師数	国提示 候補区域
下田市	25.31	19	20	0.79	○
東伊豆町	20.83	8	6	0.29	○
河津町	19.39	5	3	0.15	○
南伊豆町	24.58	9	6	0.24	○
松崎町	14.01	5	2	0.14	○
西伊豆町	12.42	5	3	0.24	○
賀茂	116.54	51	40	0.34	○
熱海市	23.72	34	26	1.10	
伊東市	55.24	54	49	0.89	
熱海伊東	78.96	88	75	0.95	
沼津市	93.35	151	171	1.83	
三島市	38.74	96	96	2.48	
御殿場市	85.22	45	47	0.55	
裾野市	44.00	32	36	0.82	
伊豆市	68.46	14	12	0.18	
伊豆の国市	42.68	29	31	0.73	
鮎川町	29.42	24	25	0.85	
清水町	7.90	24	23	2.91	
長良町	16.24	29	34	2.09	
小山町	44.32	7	4	0.09	
駿東田方	470.33	451	479	1.02	
富士宮市	141.84	90	101	0.71	○
富士市	123.86	182	189	1.53	○
富士	265.70	272	290	1.09	○
静岡市 葵区	146.63	241	278	1.90	
静岡市 駿河区	54.23	162	193	3.56	
静岡市 清水区	141.82	152	165	1.16	
静岡	342.68	555	636	1.86	
島田市	106.94	63	66	0.62	
焼津市	66.43	76	80	1.20	
藤枝市	101.82	104	114	1.12	
牧之原市	79.23	32	25	0.32	
吉田町	20.49	16	16	0.78	
川根本町	48.39	8	5	0.10	
志太榛原	423.30	299	306	0.72	
磐田市	136.74	123	124	0.91	○
掛川市	153.51	77	67	0.44	○
袋井市	86.61	65	67	0.77	○
御前崎市	49.36	16	20	0.41	○
菊川市	71.90	28	32	0.45	○
森町	38.47	9	12	0.31	○
中東遠	536.59	318	322	0.60	○
浜松市 中区	42.94	237	306	7.13	
浜松市 東区	46.09	103	101	2.19	
浜松市 西区	76.43	86	86	1.13	
浜松市 南区	44.95	56	49	1.09	
浜松市 北区	135.11	77	90	0.67	
浜松市 浜北区	54.38	65	76	1.40	
浜松市 天竜区	90.51	26	21	0.23	
湖西市	49.89	40	26	0.52	
西部	540.30	690	755	1.40	
全県	2,774.40	2,724	2,903	1.05	3医療圏

注）可住地面積、診療所勤務医師数は2022年度データ、診療所数は2023年医療施設調査（静態・動態）による。

〔診療所の承継・開業支援〕 要望調査の実施について

(医療政策課)

1 概要

- ・診療所の承継・開業支援事業について、国へ事業計画を提出するため、県内すべての診療所を対象として要望調査を実施している。(6月13日(金)から6月27日(金)まで)
- ・調査の結果を踏まえ、県医療対策協議会及び県保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所について、国へ事業計画を提出していく。

2 支援区域・支援対象

(1) 支援区域

- ・重点医師偏在対策支援区域は、国が示す候補区域(賀茂・富士・中東遠)及び市区町村ごとの可住地面積あたり診療所医師数等を考慮し、**県内全域とする。**

(2) 支援対象

- ・支援区域において承継又は開業する診療所であって、県医療対策協議会及び県保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者

3 要望調査

(1) 調査対象

- ・県内すべての一般診療所(歯科診療所は対象外)

(2) 調査の方法

区分	内容
県医療政策課	○診療所へのメールによる周知 ○県ホームページによる周知
県保健所 政令市保健所	○診療所等への周知 (地域における必要性の高い診療所等への周知)
市町 (地域医療所管課)	
県医師会	○県医師会ホームページ掲載等の周知について協力依頼
郡市医師会	○会員等への周知について協力依頼

4 スケジュール

日程	内容
6月13日（金） ～6月27日（金）	要望調査（2週間程度）
6月30日（月） ～7月15日（火）	地域医療協議会（各圏域）での報告 ○賀茂 7/9（水） ○熱海伊東 7/14（月） ○駿東・三島田方 7/2（水） ○富士 7/1（火） ○静岡 7/11（金） ○志太榛原 7/7（月） ○中東遠 6/30（月） ○西部 7/15（火）
7月7日（月）	医療対策協議会・医師確保部会での報告
7月下旬（未定）	第1回保険者協議会での協議（合意）
7月30日（水）	第1回医療対策協議会での協議（合意）
時期未定	国へ事業計画を提出

【支援対象に関する留意事項】

- ・主に保険診療を行う診療所を対象とする。
- ・主に外来診療を行う診療所を対象とする。
- ・企業、工場、特別養護老人ホーム等に開設される診療所は対象外とする。
- ・駅前など診療所が多数立地するエリアは、産科、小児科など一部の診療科を除き、支援の対象外とする。

5 予算の想定 ※国予算 101.6 億円

区分	支援内容
施設整備	診療所の運営に必要な診察室、処置室等の整備に対する補助 * 無床診療所・木造で想定 基準額 56,800 千円（県負担 9,467 千円） 国 1/3 県 1/6 事業者 1/2
設備整備	診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助 基準額 16,500 千円（県負担 2,750 千円） 国 1/3 県 1/6 事業者 1/2
地域への 定着支援	診療所を承継又は開業する場合に地域への定着を一定期間支援 * 診療日数 259 日で想定 基準額 26,143 千円（県負担 5,810 千円） 国 4/9 県 2/9 事業者 1/3

熱海伊東地域医療協議会設置要綱 新旧対照表

改正後	改正前
(設置) 第1条 静岡県保健医療計画(以下「計画」という。)に基づき、熱海伊東圏域に熱海伊東地域医療協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (協議事項) 第2条 協議会は、計画に基づく医療供給体制の整備充実に必要な事項を協議する。 (会長及び委員) 第3条 協議会の会長は、保健所長を充てる。 2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、必要と認める者を会長が委嘱する。 (1) 市長 (2) 医師会長、伊東熱海歯科医師会長及び副会長、伊東熱海薬剤師会長及び副会長 (3) 国立、公立、公的病院等の長 (4) 医療を受ける立場にある者 (5) その他関係機関もしくは団体の代表又はそれに準ずる者 (任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議) 第5条 協議会は、会長が召集し、会議の議長となる。 2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。 (部会) 第6条 協議会は必要に応じ、部会を置くことができる。 2 部会に属する委員は、会長が指名する。 3 部会は、会長が召集し、会議の議長となる。 4 会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者の出席を求めることができる。 (報告) 第7条 会長は、協議会及び部会を開催したときは、速やかに協議結果を静岡県健康福祉部長に報告するものとする。 (庶務) 第8条 協議会の庶務は、熱海健康福祉センターにおいて処理する。	(設置) 第1条 静岡県保健医療計画(以下「計画」という。)に基づき、熱海伊東圏域に熱海伊東地域医療協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (協議事項) 第2条 協議会は、計画に基づく医療供給体制の整備充実に必要な事項を協議する。 (会長及び委員) 第3条 協議会の会長は、保健所長を充てる。 2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、必要と認める者を会長が委嘱する。 (1) 市長 (2) 市医師会長、市歯科医師会長、伊東熱海薬剤師会長及び副会長 (3) 国立、公立、公的病院等の長 (4) 医療を受ける立場にある者 (5) その他関係機関もしくは団体の代表又はそれに準ずる者 (任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議) 第5条 協議会は、会長が召集し、会議の議長となる。 2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。 (部会) 第6条 協議会は必要に応じ、部会を置くことができる。 2 部会に属する委員は、会長が指名する。 3 部会は、会長が召集し、会議の議長となる。 4 会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者の出席を求めることができる。 (報告) 第7条 会長は、協議会及び部会を開催したときは、速やかに協議結果を静岡県健康福祉部長に報告するものとする。 (庶務) 第8条 協議会の庶務は、熱海健康福祉センターにおいて処理する。

(その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。 附 則 この要綱は、昭和63年9月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年5月28日から施行する。 附 則 この要綱は、令和7年 7月 日から施行する。	(その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。 附 則 この要綱は、昭和63年9月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年5月28日から施行する。
--	---

熱海伊東地域医療協議会設置要綱

(設置)

第1条 静岡県保健医療計画(以下「計画」という。)に基づき、熱海伊東圏域に熱海伊東地域医療協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、計画に基づく医療供給体制の整備充実に必要な事項を協議する。

(会長及び委員)

第3条 協議会の会長は、保健所長を充てる。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、必要と認める者を会長が委嘱する。

- (1) 市長
- (2) 医師会長、伊東熱海歯科医師会長及び副会長、伊東熱海薬剤師会長及び副会長
- (3) 国立、公立、公的病院等の長
- (4) 医療を受ける立場にある者
- (5) その他関係機関もしくは団体の代表又はそれに準ずる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が召集し、会議の議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会は、会長が召集し、会議の議長となる。

4 会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 会長は、協議会及び部会を開催したときは、速やかに協議結果を静岡県健康福祉部長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、熱海健康福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月28日から施行する。

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。